

【概要】 国庫補助事業の実績報告について

国庫補助事業の実績報告とは

法律の規定に基づき、国庫補助事業の実績報告を各省各庁の長に報告すること。

(参考) 補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律 第14条

補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

【目的】

補助事業内容が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するため

【報告書提出期限】

事業が完了した場合：完了した日から起算して30日を経過した日
当該年度の翌年度の4月10日 } いずれか早い日が期日となる

事業が未完了の場合※：当該年度の翌年度の4月10日

※国の会計年度が終了した時点

【提出先】

都道府県：文部科学大臣

市町村（組合及び特別区を含む）：都道府県の教育委員会